

北星学園大学 公的研究費の管理・監査実施体制に関する規程

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 この規程は、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）において各府省庁等から公的研究機関から本学に交付される競争的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という）を適正に使用するために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づき、公的研究費の運営・管理・監査の実施体制並びに不正行為及び不法行為等〔以下「不正行為等」という〕の防止に関して必要な事項を定めることを目的とする。

〔法令等の遵守〕

第2条 本学は、公的研究費の使用及び管理に関して説明責任を有することを自覚するとともに、法令、ガイドライン及び本学倫理綱領を遵守し、公的研究費の管理・監査を適切に行うものとする。

第2章 公的研究費の運営・管理体制

〔運営・管理体制〕

第3条 本学における公的研究費の運営・管理に関わる責任者及びその権限は、次の各号のとおりとする。

- 1 最高管理責任者は、学長とする。最高管理責任者は、本学における公的研究費の運営・管理全般を総括し、その運営・管理について最終的な責任を負うものとする。
- 2 統括管理責任者は、副学長とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐するとともに、その命を受け公的研究費の運営・管理について具体的な対策の策定、ルール実施状況の確認等を行い、その運営・管理を統括するものとする。
- 3 部局責任者は、学部長、短期大学部長及び総合研究センター長とする。部局責任者は、最高管理責任者の命を受け公的研究費の運営・管理について掌理するものとする。なお、総合研究センター長は、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者、総合研究センター長以外の各学部長は、コンプライアンス推進副責任者を兼務する。
- 4 経費管理責任者は、事務局長とする。経費管理責任者は、最高管理責任者の命を受け公的研究費の運営・管理に関する事務をつかさどるものとする。
- 5 事務取扱責任者は、研究支援課長とする。事務取扱責任者は、最高管理責任者の命を受け運営・管理をつかさどるものとする。
- 6 研究代表者は、事業実施責任者とし、研究事業の実施を管理するものとする。
- 7 運営・財務点検委員会は、最高管理責任者の命を受け内部監査を行うものとする。
- 8 研究支援委員会は、不正防止計画推進部署として、最高管理責任者の命を受けモニタリング等の不正防止計画を推進するものとする。

II 最高管理責任者は、統括管理責任者、部局責任者及び経費管理責任者等を適切に指揮監督するものとする。

〔責任体制の公表〕

第4条 本学は、前条第1項に定める公的研究費の運営・管理実施体制を周知させるため、その必要な事項について本学ウェブサイト等により公表するものとする。

第3章 運営・管理のための環境整備

[ルール及び運営方法の明確化・統一化]

第5条 統括管理責任者、部局責任者、経費管理責任者及び事務管理責任者は、公的研究費の執行のために必要なルール及び運営方法について明確化並びに統一化を図るとともに、その内容を教職員に周知させるものとする。

[研修会及び取扱いの手引き等]

第6条 統括管理責任者、部局責任者、経費管理責任者及び総合研究センター長は、教育職員、大学院生及び事務職員を対象に研修会・説明会を行い、公的研究費の執行に関するルール及び運営方法等を周知させるものとする。

II 総合研究センター長は、教育職員、大学院生及び事務職員に対して不正行為等の防止のためのコンプライアンス教育を実施するものとする。

III 公的研究費への応募・申請を予定している教育職員または採択を受けている教育職員、大学院生及びそれに関連する事務職員は、学内研修会・説明会に参加しなければならない。

IV 本学における公的研究費の執行に関する取扱いの手引き及び執行に関する各種様式その他の書類は、教職員ホームページにおいて閲覧及びダウンロードできる状態を保持するものとする。

V ルールの改正等があった場合には、統括管理責任者及び総合研究センター長は、適切かつ速やかに教育職員、大学院生及び事務職員等に改正した内容を周知させるものとする。

[関係ルールの遵守と不正使用等の防止]

第7条 公的研究費の交付を受ける教育職員及び大学院生は、公的研究費に関する法令及び本学のルールを遵守するとともに、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならないことを、書面をもって誓約しなければならない。

II 公的研究費への応募・申請を予定し、または採択を受けている教育職員、大学院生及びそれに関連する事務職員は、本学の「利益相反マネージメント要領」、「人を対象とする研究・実験に関する規程」及び「倫理綱領」を遵守しなければならない。

III 公的研究費の交付を受けている教育職員及び大学院生は、利益相反に抵触するおそれのある研究を行う場合、大学危機管理委員長に利益相反自己申告書を事前に提出し、研究内容について申告し、その承諾を得なければならない。

IV 統括管理責任者及び総合研究センター長は、公的研究費の交付を受けている教育職員、大学院生及びそれに関連する事務職員を対象に、公的研究費の不正使用等の防止のため個人別のモニタリング調査を定期的実施するものとする。

[不正使用等の調査及び懲戒]

第8条 公的研究費の不正使用等の調査に関する組織は、全学危機管理委員会が指名した調査委員によって構成されるものとする。

II 不正使用等の調査及び懲戒に関して必要な事項については、全学危機管理委員会が別に定める。

第4章 不正使用等の防止計画の策定・実施

[不正使用等の防止計画の策定]

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等の防止計画を策定するとともに、不正使用等の防止についての本学の基本的な姿勢を学内外に示すものとする。

[不正使用等の防止計画の実施]

第10条 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用等の防止計画を具体化するための運用ガイドラインを策定するとともに、これを教育職員、大学院生及び事務職員等に周知させるものとする。

II 研究支援委員会は、不正防止計画推進部署として、最高管理責任者の命を受け不正使用等の

防止計画の実施及び指示等を行い、公的研究費の使用状況等についてモニタリング等を行うものとする。また、必要がある場合には、関係部局に改善を指示するとともに、当該状況及び改善の指示に関して最高管理責任者に報告するものとする。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

[研究者との関係に関する定め]

第11条 本学は、「研究者との関係に関する定め」に関して、教育職員との間で個別契約を結ぶとともに、交付を受ける公的研究費制度に基づき、次の各号に定める事務を行うものとする。

- 1 研究者に代わり、公的研究費（直接経費）を管理すること。
- 2 研究者に代わり、公的研究費（直接経費・間接経費）に係る諸手続を行うこと。
- 3 研究者が直接経費より購入した、本学の定める設備、備品又は図書について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。
- 4 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、効率的な活用される環境を確保するよう図ること。
- 5 当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。

[直接経費の交付前使用仮払い]

第12条 本学は、公的研究費の交付内定後、交付されるまでの間、内定を受けた教育職員に対して、必要に応じて直接経費の交付前使用仮払いを行うことができる。なお、仮払金は、公的研究費が交付されたのち速やかに精算するものとする。

[公的研究費の適正な運営・管理活動]

第13条 経理管理責任者は、公的研究費の執行を適切かつ効率的に管理することができるよう、会計処理体制の向上を図るものとする。また、公的研究費に関する収支状況を定期的に研究者に連絡する等、研究者が予算を計画的に執行するために支出状況を把握できるよう事務処理の改善を行うものとする。

- II 公的研究費に係る担当事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保し、効率的な事務遂行を行うものとする。
- III 教育職員、大学院生及び事務職員は、公的研究費に関する説明会、研究倫理に関する教育研修会等に参加し、公的研究費の適正な使用等に対する意識の向上に努めなければならない。
- IV 全学危機管理委員会は、研究活動の適正な信頼性と公平性を確保するため、最高管理責任者の指示のもと、利益相反審査を適宜行うものとする。また、倫理審査委員会は研究倫理審査を適宜行うものとする。

[公的研究費の会計執行処理等]

第14条 公的研究費の執行に係る諸手続は、本学における学内研究費の取扱い及び各公的研究費の使用ルールに準じ、本学の定める公的研究費取扱いルールに従って適切に行うものとする。

- II 前項に定める手続については、原則として例外を認めない。ただし、やむを得ず認める必要がある場合には、例外的な処理の指針を定め、手続きを明確化した上で、各担当部署等が連携し適切に処理するものとする。当該処理については、記録に残すものとする。
- III 一定期間継続して雇用する非常勤雇用者については、研究支援課で一元的に管理するものとする。研究支援課は、非常勤雇用者の雇用状況を具体的に把握するため、当該研究者、非常勤雇用者及び研究支援課事務担当者の3者による面接を行い、勤務表による労働日、労働時間、勤務内容及び勤務状況を適切に把握・確認するものとする。

[不正な取引に関与した業者への取扱い]

第15条 最高管理責任者は、当分の間、不正な取引に関与した業者への取扱いについては、大学評議

会に諮った上で、取引停止等の処分を決定するものとする。

第6章 相談・通報の受付及び対応体制

[相談を受け付ける窓口の設置]

第16条 公的研究費の執行に関するルール等についての相談を学内外から受け付ける窓口は、研究支援課に設置する。

II 前項の相談を受け付けた研究支援課長は、記録を作成するとともに、必要に応じて最高管理責任者へ報告するものとする。

[公的研究費の不正使用等の通報を受け付ける窓口の設置]

第17条 公的研究費の不正使用等に関する告発を学内外から受け付ける窓口は、総務人事課及び研究支援課に設置する。

[公的研究費の不正使用等の通報受付後の対応]

第18条 研究費の不正使用等に関する通報または告発があった場合の調査体制、調査手順、状況の把握及び対応については、別に定める。

第7章 経費管理・監査体制

[経費管理担当者]

第19条 経費管理担当者として、直接経費については研究支援課長、間接経費については財務課長を充てる。経費管理担当者は、「研究者との関係に関する定め」に基づき、公的研究費に係る事務を適切に行うものとする。

[経費管理に関する内部監査の実施体制]

第20条 最高管理責任者は、内部監査部門である運営・財務点検委員会に指示し、経費管理に関する内部監査を担当する者を複数指名するものとする。なお、内部監査担当者の構成については、部局に偏りが出ないように配慮しなければならない。内部監査担当者は、一体として業務に当たるものとする。

[管理・監査状況に関する報告書の公表]

第21条 統括管理責任者は、公的研究費の管理・監査状況に関して作成した報告書を本学ウェブサイトにより学内外へ公表するものとする。

附 則

この規程は2007年10月1日から施行する。

II 2007年4月1日以降に交付を受けた公的研究費については、この規程をさかのぼって適用する。

附 則

この規程は2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2018年4月1日から施行する。